令和８年度　町道民税・森林環境税のあらまし

町道民税	
均等割	負担する能力のある人が均等に負担する
所得割	その人の所得金額に応じて負担する

森林環境税

・「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律」の成立に伴い創設され、令和６年度より導入された国税
・国内に住所がある個人に対して課税される

1　町道民税・森林環境税を納める人

厚岸町に町道民税・森林環境税を納める人は、**その年の１月１日に厚岸町に住所がある人**になります
１月２日以降に厚岸町外へ転出した場合でも、その年度の町道民税・森林環境税は厚岸町で課税されます

2　町道民税・森林環境税が課税されない人

（1）均等割も所得割もかからない人

■生活保護法によって生活扶助を受けている人
■障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が１３５万円以下であった人
■前年の合計所得金額等が次の計算の金額以下であった人

２８万円 ×【本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数】＋ １０万円 ＋ １７万円（※２）

※　同一生計配偶者・扶養親族がいない場合は３８万円
※２　森林環境税の非課税判定では、１６万８千円で計算

（2）所得割がかからない人

■前年の総所得金額等が次の計算の金額以下であった人

３５万円 ×【本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数】＋ １０万円 ＋ ３２万円

※　同一生計配偶者・扶養親族がいない場合は４５万円

3　税額の計算方法

均等割と所得割を計算し、均等割の町民税・道民税と所得割を合計した額が町道民税の額となります
なお、国税である森林環境税は、町道民税と併せて徴収されます

（1）均等割

町民税	道民税	森林環境税	合計
3,000 円	1,000 円	1,000 円	**5,000 円**

（2）所得割

■所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます

所得割額 ＝ 課税所得金額（所得金額－所得控除額） × 税率 － 税額控除額

■所得税と町道民税では、人的控除額に差があります

（例）所得税・・・・・扶養控除　３８万円
　　町道民税・・・　〃　　３３万円

町民税	道民税
6%	4%

人的控除の差により税負担が増えないよう、人的控除を受けている状況に応じて、
町道民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています

■退職所得・土地建物の譲渡所得などについては、異なる税額計算が行われます

4　納付方法

（1）普通徴収

■役場から届いた**納付書**によって、**6月・8月・１０月・翌年１月の４回**に分けて納める方法です

１期	２期	３期	４期
６月	８月	１０月	翌年１月

■納税通知書に記載の納入場所で納めていただくほか、口座振替による方法があります
口座振替は年の途中からでもご利用が可能です。詳しくは税務課 収納係へお問い合わせください

（2）特別徴収（年金からの天引き）

■４月１日現在、**６５歳以上で公的年金所得に係る町道民税・森林環境税が課税されている人**は、基本的に**年金からの特別徴収（天引き）**となります

■ただし、次のいずれかに該当する場合は、特別徴収されません
・老齢等年金給付の年額が１８万円未満である場合
・当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合
・介護保険料が年金から天引きされていない場合

（3）特別徴収（給料からの天引き）

■**給与所得者の方の勤務先が、毎月の給料から天引き**して納める方法です

■ただし、退職などの理由により年の途中で給与の支払を受けなくなったときは、普通徴収で納めていただきます（次のいずれかの場合を除く）
・再就職先で引き続き特別徴収をする場合
・退職時に残りの税額が一括で給与等から天引きされた場合

5　減免対象となる人

下記の要件に該当する人は、町道民税・森林環境税の減免（免除）対象となります
■生活保護法の規定による保護を受けている人
■学生及び生徒（※ 森林環境税は免除対象外）
年の途中で該当した人は、納期限７日前までに減免（免除）申請書と、減免（免除）を受けようとする事由を証明する書類を提出する必要があります

6　主な所得控除の該当要件

・・・ 詳しくは税務課 課税係へお問い合わせください

控除の種類	該当要件
障害者控除	■知的障害者と判定されている　■身体障害者手帳の交付を受けている ■精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている　■療育手帳の交付を受けている ■６５歳以上で精神や身体に障害があって町長の認定を受けている
寡婦控除	■合計所得が５００万円以下で、夫と死別または離婚していて扶養者がいる
ひとり親控除	■合計所得が５００万円以下で、 配偶者と死別または離婚していて子どもがいる　もしくは　未婚で子どもがいる

問い合わせ先　〒０８８－１１９２　北海道厚岸郡厚岸町真栄３丁目１番地　厚岸町役場

税額・減免（免除）に関する問い合わせ ・・・ 税務課 課税係
納税・口座振替　に関する問い合わせ ・・・ 税務課 収納係
電話：０１５３－５２－３１３１